

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	384	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第23条第1項昭和54年12月24日付け54国土利第401号土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出(事後届出)の届出期限。現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。	【支障事例】 土地売買等届出(事後届出)の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期限内届出率は73.9%(H24)と低く、無届取引件数は4,400件(H24)に及ぶ。熊本県においても、期限内届出率は71.1%(H24)と低く、無届取引件数は73件(H24)に及び、無届取引件数の76.5%(H23～H25熊本県平均)は遅延届出(期限内に自主的に提出するもの)であり、遅延届出のうち約1割(向平均)は契約日から3週間以内に提出されている。 このことから遅延届出者は、制度を認識しているものの期限内に提出できない者が多いことや、離島等遠隔地にいる者には負担であることが推測され、その要因として届出期間の不足が考えられる。 また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、無届取引に関する事務処理要領を定めており、違反者に対して指導を行っている。さらに、遅延届出は法による届出とみなされないため、土地取引の現状把握や傾向分析に活用する土地取引規制実施統計に含みず実態が反映されないほか、届出者にとっても森林取得時の届出免除(森林法第10条の7の2)が適用されない。 【制度改正の必要性】 上記実態を踏まえれば、届出期限を3週間に緩和することで、遅延取引の約1割(熊本県を基にした試算：H24全国無届取引件数：4,400件×0.765×0.1=336件)が期限内届出となることにより、遅延取引に係る都道府県、市町村の違反指導事務(県・市町村合計2h/件程度)や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。	
26年	362	土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	A 権限移譲	屋外広告物法第7条、第8条、第28条 平成16年12月17日付付国都公線第148号国土交通省都市・地域整備局長通知「屋外広告物法の一部改正について」12.(4)	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるような制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるような制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。	【制度改正要望の経緯・必要性】 景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋外広告物の規制(第3条～5条、7条、8条)を自ら行うことができる。一方で、違反広告物に対する処置の法第7条及び第8条に規定されている簡易除却等を行う場合には、権限を持つ県からの権限移譲を受けて行わなくてはならない。景観行政団体が景観行政と屋外広告物の規制を一元的に実施する際には、簡易除却等の対応も不可欠なものであり、これを現行法のように、権限を持つ主体を分離していることは不合理である。 【具体的支障事例】 また、具体的支障事例として、簡易除却等を行う権限を特例条例により県から景観行政団体に移譲しているため、県から財源移譲すべきという考えがある一方で、景観行政団体は独自条例で決定済であるため独自財源で対応すべきという考えがある。このため、県から景観行政団体への財源移譲が困難である。 【課題の解消策】 よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行えるように法第7条第2項から第4項及び第8条において、「条例で定めるところにより」の文言を加えることを求める。また、法律の改正が実現した際には、これらの事務を行うのに必要となる財源措置をあわせて求める。	
26年	442	土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。	【現状】 岐阜県の地籍調査進捗率(平成25年度末)は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、県土の8割以上を占める山林部は14%と、他の地帯(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅れている。また、第6次国土調査事業10箇年計画の岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770km ² を地籍調査を実施する(平成31年度末に進捗率23%とする)ことと定めている。 【支障事例】 地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項指定に係る申請を積極的に行えるよう創設されたものであるが、補助対象地域が都市部に限定されている。平成25年度末時点の当県の地籍調査対象面積8,625km ² のうち当制度の対象面積は2,369km ² で、約7割の土地が補助対象外のため、現行制度では山林部の地籍整備率の向上がほとんど見込めない。 【支障事例の解消策及び効果】 公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村等から補助制度の相談も受けられることから、補助対象地域要件として農村部、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項指定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。	
26年	646	土地利用(農地除く)	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	測量法第14条、第21条、第23条、第39条	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久権限及び一時権限の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。また、公共測量における永久権限及び一時権限の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。	【制度改正の必要性】 測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から通知を受けた時は、その実況及び終了時における公示が義務付けられており、本県においては、平成25年度に48件×2(実施、終了)=96件の実績がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地等の一時的使用、土地の取用又は使用の権利行使が起り得ることを知らせるものであるが、周知については測量計画機関が直接行うことが可能と考えられ、事務の簡素化の観点から、都道府県知事が公示する必要性に疑問がある。 また、測量法第21条、第23条及び第39条により、公共測量において、都道府県知事は、測量計画機関から永久権限及び一時権限の設置、移転、撤去及び廃棄の通知を受けた時は、その旨を関係市町村長に通知することとなっているが、都道府県知事に通知する必要性は特になく、都道府県知事が関与する事柄については、事務の簡素化の観点から、必要性に疑問がある。 【具体的な効果】 これら事務の変更により、80時間/年間程度の事務の簡素化が図られると想定される。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	655	土地利用(農地除く)	一般市	大野市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	地籍調査作業 規程準則、第23 条、第30条第1 項、第2項 地籍調査作業 規程準則運用 基準第15条の2 平成23年9月18 日付国土交 通省土地・水環 局国土調査課 長通知	山林の土地境界 確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	【制度改正の必要性】 大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村離れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により土砂崩れや災害が近年多数発生している。これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。 については、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。 【懸念の解消策】 代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・誤りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないとする。 例えば、度々訴訟に発展する土地収用に関する制度をみると、買受権の消滅など、公告後一定期間内に権利者(確知できない者)から申し出がなければ、関係者の同意、権利の消滅を擬制する制度がある。よって、共有地の境界確定案について、土地収用の制度同様、公告、一定期間(必要に応じて期間を設定)の縦覧を行い、代表者以外(確知できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界確認を可能にできないか。	
26年	664-1	土地利用(農地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	駐車場法施行 令第7条 駐車場法施行 令第12条	駐車場法施行令 の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの措置をとり、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実際に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。 また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国土交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい車路も含む駐車施設面積の合計×高さとの回答である。 一方、車の環境性能の向上と排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。 【懸念の解消策】 懸念無し	6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令第12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)については、施行令第2条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	664-2	土地利用(農地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	駐車場法施行 令第7条 駐車場法施行 令第12条	駐車場法施行令 の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの措置をとり、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実際に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。 また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国土交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい車路も含む駐車施設面積の合計×高さとの回答である。 一方、車の環境性能の向上と排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。 【懸念の解消策】 懸念無し	[再掲] 6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令第12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)については、施行令第2条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	664-3	土地利用(農地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	駐車場法施行 令第7条 駐車場法施行 令第12条	駐車場法施行令 の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの措置をとり、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実際に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。 また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国土交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい車路も含む駐車施設面積の合計×高さとの回答である。 一方、車の環境性能の向上と排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。 【懸念の解消策】 懸念無し	[再掲] 6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令第12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)については、施行令第2条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	751	土地利用(農地除く)	中核市	豊橋市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	開発許可制度運用指針	都市計画法に基づく開発許可制度運用指針の改訂	開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係 (18) 医療施設関係において、④として「津波浸水想定区域域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加すること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関(要配慮者施設)が存在している。 こうした施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となっている。単独での高台移転は同法の特例の対象外という制度である。 しかしながら、被災時における救急医療体制を確保するため地域性を踏まえたときに、該当施設に土地が無く、近隣の市街化調整区域への移転が最速であると判断されるが、運用指針に記載が無いため、許可が得られない状態である。そのため、開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係 (18) 医療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加することにより市街化調整区域内の適地への移転許可が可能となり、被災時の救急医療が強化できる。	
26年	871	土地利用(農地除く)	指定都市	さいたま市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」平成14年6月28日付け国都総第633号	都市計画法決定以前の緑地について国庫債務負担行為による先行取得を可能とすること	相続等により緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にするよう制度を見直す。	【支障事例】 「特別緑地保全地区」等に指定されていない緑地について、相続等により緊急に保全が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行取得が不可能である。そのため、市単独での用地取得となるが、財政的負担が大きい対応に苦慮しており、緑地の保全が難しい状況となっている。 【制度改正の必要性】 「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国都総第633号)によると、国庫債務負担行為により先行取得を認めるとして緑地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲について、都市計画決定が行われておらず、都市計画事業許可を要する事業という要件が設定されているため、緊急に保全が必要となった緑地を国庫債務負担行為により先行取得することができない。緑地保全の観点から、緊急に保全が必要となった緑地については、地権者の了承が得られ、かつ、都市計画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを求める。	
26年	13	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第9項 「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付け63構改日第855号)第4の4連絡調整等	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえで、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	6 【国土交通省】 (13) 農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) (1) 都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公害局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。
26年	514	雇用・労働	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	船員法第101条、第102条	運航業務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の解決の促進に関することを都道府県に移譲する。	労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。 そこで船舶所有者及び船員等と他の行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な観点からの紛争解決を図ることができる。また、これらの事務を都道府県が執行することで、船舶所有者や船員の労使等の問題について、スピード感を持って府行政へ反映することが可能であると考えられる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	380	環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付金交付法第4条	し尿処理施設(環境省と国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本県では2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があったため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設で一掃に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となった。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。 また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため下水道施設では厳しい状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることを併せて提案する。	
26年	511	産業振興	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	倉庫業法第3条～第25条、第27条	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トラックルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。	当該事務は、県(一部市)が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、同一の行政庁が建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫利用者の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、倉庫の円滑な整備に資する。 なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。	
26年	749	消防・防災・安全	中核市	豊橋市	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が確保されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に依る地震防災対策に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地帯においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集団移転促進事業に係る特別措置を受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。 しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無い、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	
26年	1	土木・建築	都道府県	佐賀県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第32条第2項 河川法施行令第18条第2項	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。	【支障】河川に係る流水占用料等(河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から徴収することができる流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料をいう。)については、河川法施行令第18条第2項に定めるところにより、流水占用料等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。しかし、本県の流水占用料等のうち特に土地占用料については、毎年の調整件数数千件のうち高額な2件(ゴルフ場)を除けば、平均が3,000円程度と低額である。 このように低額な流水占用料等も毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある。 【改正の必要性】流水占用料の徴収方法を政令ではなく、条例で定めることにより、流水占用料等の期間が複数年に及ぶ場合は、希望により全許可期間分を一括徴収することを可能としたい。これにより、県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上が実現できる。なお、道路法においては、占用料の額、徴収方法は条例に委任(道路法39条第2項)されており、本県では、道路占用料については複数年度にまたがるものを一括徴収することを可能としている。	6【国土交通省】 (1)河川法(昭39法167) (ii)流水占用料等の徴収方法(施行令第18条第2項)については、都道府県の意見を踏まえて条例委任について検討を進め、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	10	土木・建築	一般市	新見市	国土交通省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	河川法第23条、補助事業等により取直し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通達)第4条	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいをを行っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となること予想される。 当該畑地に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得手続き・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きになるよう制度改正を行うことを要望する。 また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。	
26年	361	土木・建築	都道府県	茨城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法施行規則第11条第2項、河川法施行令第18条第2項	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手續きに係る見直し	流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、占用の目的を安全・確実に実施させるため、都道府県が有する流水占用許可等の権限に関して、 ①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務諸表」及び「流水占用料等を納付したことを証する書類」を追加していただきたい。 ②河川法施行令第18条の改正により、許可の附款(解除条件)として、流水占用料等の納付義務を課することができるようにしていただきたい。	【支障事例】 本県においては、河川法第32条第1項の規定に基づき、条例により、同法第23条等の流水占用許可等を受けた者に対して流水占用料等の納付義務を課しているところであるが、経営が健全でない法人等が未納のまま許可等の更新を行う例があり、占用目的が適切に実行されない懸念がある。 (河川流水占用料等の収入未済額:平成25年度 29,927千円) 【制度改正の必要性】 現行の占用許可に当たっては、治水・利水上の観点から許可基準を定めており、許可申請者が許可を受けた後、占用の目的を安全かつ確実に実行できるかという観点も欠けている。 許可等を受けた者は、公共財産を排他的に使用し、営利を上げることになることから、河川が適正に利用され、公共の安全が保持されるよう、許可の審査に当たっては、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を確認する必要がある。 【改正案】 ①河川法施行規則第11条第2項第7号を第8号とし、第7号として次の条文を追加 「七 法人登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことを証する書類」 ※現行の第7号「その他参考となるべき事項を記載した図書」で対応可能ではないかとの指摘について、河川法施行規則第11条第2項第7号の「治水・利水上の観点から許可を出すに当たって必要とされる書類を想定していることから、当該規定に対応するのではなく、明確化することを希望する。 ②河川法施行令第18条第2項第3号の次に、第4号として次の条文を追加 「四 法第23条、第24条若しくは第25条の規定による河川管理者たる都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事から課された流水占用料等を納付しない場合は、都道府県知事は、当該許可を取り消し又は許可の更新をしないことができること。」	
26年	705	土木・建築	都道府県	鹿児島県	国土交通省、財務省	A 権限移譲	河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31条の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号、不動産登記法116条	準用河川の用に供されている国有財産の登記嘱托及び境界決定事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱托を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。	【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱托を行っている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱托等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。 【当前における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度:実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度:16件、平成24年度:14件 【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内:1、2ともに42市町村中、32市町村(76.2%) 全国:国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県	
26年	51	土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第30条第3項	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみには適用されない。都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一管理者が2つの構造基準を使用することは、業務の煩雑化を招き、また、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	
26年	52	土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第45条第2項	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみには適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の煩雑化を招き、また、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	302	土木・建築	都道府県	福島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	道路法第30条 第1項及び第2 項、道路標識、道 路標識の基準)の 条例委任 命令	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例委任については、県道及び市町村道のみで適用されるものであり、県が管理する指定区間外の国道については適用されないこととなっている。道路管理者の一体的な管理の観点から県が管理する国道についても適用できるようにすべきである。	【現状と支障事例】 ・道路管理者が、道路構造と標識設置に係る基準について、国道と県道の管理に2つの基準を使用している現状にあり、業務の煩雑化を招くとともに、地域の実情に応じた道路整備及び管理の支障となっている。 ・具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間と新たに整備する区間で幅員が異なってしまう事例が生じ、地域の実情に応じた車道(路肩)及び歩道に係る幅員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標識においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。	【課題解決のための施策等】 ・国道の構造の技術基準を県が管理する指定区間外国道についても委任を求める。 ・法令の規定としては道路構造基準第30条1項で国道と表記されていること及び2項に指定区間外国道に関する表記がないことが支障となっている。このため、道路法第30条第1項の「国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府県道及び市町村道」に「指定区間外国道」を追記していただきたい。 ・委任された場合の構造の技術基準については県が定めた条例の内容と同様としたい。(参考資料として「資料1」を添付。) ・なお、道路標識については、設計速度に応じて設定されている文字の大きさについて、県条例によって、1.0～1.5倍の範囲内で自由に設定できることとした。(参考資料として「資料2」を添付。)	【その他】 同一構造規格の場合に交差部分で、直轄国道と指定区間外国道の構造が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。
26年	647	土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要件の緩和 (港湾改修事業 のうち維持補修 対象としたもの (港湾施設改良費 統合補助事業))	港湾改修事業のうち小規模なものは採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持補修を対象とする港湾施設改良費統合補助事業)の採択要件は事業費で2億円以上5億円未満となっており、1港で採択要件に満たない場合は、他港の補修事業と合併するなど採択要件に合致するよう調整の必要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦慮している。 例えば1港の1施設が要補修となっても、他施設や周辺港湾との合併で1件2億円以上とならなければ採択不可となるため、止りめや防舷材の欠損など、安全対策上早期の補修が必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないことから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県単独費での対応となるが、予算不足により必要最小限の部分的な補修のみで十分な対応が出来ないのが実情である。 【制度改正の必要性】 本県管理港湾は重要港湾4港、地方港湾77港で、港湾施設約3,300施設を有しており、今後増加する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うためには県単独費用のみでの対応が困難なため、今後も統合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)によって効率的な港湾施設の維持補修が可能となるものと考えている。 なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし、当該事業の市町村管理港湾の採択要件が9千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当と考えている。		
26年	79	土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要件の緩和 (平成23年度 国土交通省説明 資料(HP) 「社会資本整備 総合交付金制度 等との関係」)	社会資本整備総合交付金交付金と防災・安全交付金の2本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に活用できていたものが事業間での利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評価されていた交付金制度の魅力が低下しているため、社会資本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。	【地域の実情】 松山市の下水道人口普及率は59.9%(H24末)であり、全国平均76.3%(H24末)と比較しても16%以上低い数字となっている。また、松山市は南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されていることや耐用年数を迎えている施設があるため、耐震化・長寿命化も喫緊の課題となっている。 【国の方向性】 国においては汚水処理施設の整備を今後10年間で概ね完成することを目標に掲げており、松山市では、早急な未普及改修事業の進捗が必要となっている。 【懸念の解消策】 しかしながら、下水道財政の硬直化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めていくよう、5箇年計画を策定し、計画的に事業を進めているところであるが、防災・安全交付金に含まれる浄化センターなどの施設の長寿命化や耐震化は事業規模が大きく、大幅な内示額の減少に対して対応できない。従前は、未普及改修事業で調整していたが、防災・安全交付金が創設されたことにより、施設の長寿命化・耐震化と未普及改修事業間の調整が出来なくなったため苦慮している。		
26年	87-1	土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要件の緩和 附属費2種 イ12-(11)、イ 12-(11)	都市公園等の整備に係る交付金交付要件の緩和 イ12-(11)、イ12-(11)	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ12-(11)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ12-(11)都市公園事業の交付対象事業のうち帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. イ12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる「(平成23年度までに着手された事業に限る。)」を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びしなくなってきたと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は「平日の遊べる公園」の明確な役割の設置に期待が寄せられている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっていた2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても500㎡未満の機能を有する公園緑地は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を削減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業者の促進につながる。さらに、都市公園事業で街区公園の政策が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリノベーションが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	87-2	土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 附属第2編 イ-12-(1)、イ- 12-(11)	都市公園等の整 備に係る交付対 象事業要件の緩和	<p>地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和</p> <p>1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。</p> <p>2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち掃 雪支援場所の機能を有する公園緑地について、対象と なる施設に遊戯施設を追加することに緩和。</p> <p>3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整 備において、要件③で定められる「(平成23年度までに 着手された事業に限る。)」を恒久措置化、若しくは、期 間延長することに緩和。</p>	<p>要約版</p> <p>【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効果的で効果的な対応が求められている。</p> <p>【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となつている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。</p> <p>一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)掃雪支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。</p> <p>また、用地購入する場合と比べ経費を削減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。</p> <p>【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。</p> <p>このことは、民間開発事業者が設置するべき公園緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。</p>	
26年	87-3	土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 附属第2編 イ-12-(1)、イ- 12-(11)	都市公園等の整 備に係る交付対 象事業要件の緩和	<p>地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和</p> <p>1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。</p> <p>2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち掃 雪支援場所の機能を有する公園緑地について、対象と なる施設に遊戯施設を追加することに緩和。</p> <p>3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整 備において、要件③で定められる「(平成23年度までに 着手された事業に限る。)」を恒久措置化、若しくは、期 間延長することに緩和。</p>	<p>要約版</p> <p>【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効果的で効果的な対応が求められている。</p> <p>【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となつている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。</p> <p>一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)掃雪支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。</p> <p>また、用地購入する場合と比べ経費を削減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。</p> <p>【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。</p> <p>このことは、民間開発事業者が設置するべき公園緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。</p>	
26年	287	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金 交 付要綱附属第 2編 イ-12-(7)	老朽化する都市公 園の管理に対応した 長寿命化対象 事業の要件緩和	<p>「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。</p>	<p>【現状】 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進んでいる。(本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されている。) このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。</p> <p>【制度改正の必要性等】 しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。) そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。</p>	
26年	337	土木・建築	中核市	尼崎市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱第6交 付対象事業	社会資本整備総 合交付金にお ける補助要件の緩和	<p>・防災・安全交付金における補助要件の緩和 平成24年度補正予算において防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にとられずに地方自らが計画するインフラの老朽化対策や、事前防災・減災対策や、生活空間の安全確保のための整備が可能となっている。しかしながら同交付金についても、従前からある社会資本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業や効果促進事業の実施が可能という制度となっている。このため、地域の安全防災の確保に必要な不可欠な事業であっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必要」という条件を緩和し、従来の補助要件にとられずに活用が可能となるよう、要件の緩和をお願いする。</p>	<p>本市は大阪平野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、市域の約30%にあたる地域が平均海抜以下(低地盤)のため、南部臨海地域における雨水排水には、専用の排水ポンプ(抽水機)を活用しなければ海へ排水ができない状況にある。また、市内には総延長約209kmに渡る水路が縦横に走り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震・津波への対策も十分ではない。</p> <p>上記施設は、本市特有の性質によるところが大きいので、今までの全国画一的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところである。</p> <p>一方におかれては、平成24年度補正予算において地域の主体性を尊重した「防災・安全交付金」制度を創設していただいたことである。しかしながら、社会資本整備総合交付金要綱第6において、「基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。」と定められているため、防災安全面において重きをなす施設である抽水機や水路の老朽化・地震津波対策について、防災・安全交付金を活用することができない状態である。</p> <p>こうした実態を踏まえ、地方が臨む防災・安全対策へ活用できる交付金制度となるよう、交付要綱における要件の緩和を求めるものである。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	583-1	土木・建築	都道府県	山形県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 イー3 (13)、(15)、 イー8(1)、ロ ー3(13)、(15)、 ロー8(1)	社会資本整備総 合交付金交付要 綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。 一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。 このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改善事業及び堰堤改良事業 特定構造物改善事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改善事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	
26年	583-2	土木・建築	都道府県	山形県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 イー3 (13)、(15)、 イー8(1)、ロ ー3(13)、(15)、 ロー8(1)	社会資本整備総 合交付金交付要 綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。 一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。 このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改善事業及び堰堤改良事業 特定構造物改善事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改善事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	
26年	583-3	土木・建築	都道府県	山形県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 イー3 (13)、(15)、 イー8(1)、ロ ー3(13)、(15)、 ロー8(1)	社会資本整備総 合交付金交付要 綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。 一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。 このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改善事業及び堰堤改良事業 特定構造物改善事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改善事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	
26年	649	土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要綱 ロ-3-(12)大規模 河川管理施設 機能確保事業	大規模河川管理 施設機能確保事 業による交付対象 事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進行している河川も多く改善が必要となっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上となっているため、県が管理する小規模な河川では対象とならないことが多い状況である。 【制度改正の必要性】 治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするのではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	737-1	土木・建築	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 附属第 II編 高潮対策 事業、特定構造 物改築事業	社会資本整備総合 交付金事業の緩和 交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものでないこと、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模の小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理しているため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	
26年	737-2	土木・建築	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 附属第 II編 高潮対策 事業、特定構造 物改築事業	社会資本整備総合 交付金事業の緩和 交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものでないこと、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模の小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理しているため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	
26年	122	土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 附属第 II編 「特定構造物 改築事業」	河川管理施設長 寿命化対策(特定 構造物改築事業) の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	【制度改正の経緯】 社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。 しかしながら、長寿命化対策の重要性、優先度は、事業費の多寡で決めるべきではなく、施設の老朽度合い、施設の動作不良による周辺の家・資産等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。 【支障事例】 石川県には、県管理の水門や水門などの河川管理施設21施設があるが、交付金の対象となるのは5施設のみであり、交付金を活用できないため対策が遅れているその他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。 さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。 これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。 【懸念の解消策】 こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。	
26年	650	土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 0-3河川事業 0-3-(13)特定構造 物改築事業	特定構造物改築 事業による、管理 施設の更新・点検 業務の交付金対象 事業の緩和	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改築事業の交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改築に要する費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小規模なものが多く、対象とならない施設が多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするのではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	
26年	652	土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備 総合交付金交付 要綱 0-3河川事業 0-3-(15)堰堤改 良事業	堰堤改良事業による 交付対象事業の 緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である堰堤改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となっているが、長崎県が管理する35ダムについてはほとんどが小規模であり、対象とならないダムが多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするのではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	721	土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、鳥取県、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 施設機能向上事業(ロ-3~(2))	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-(1))に該当する事業であって、」を削除。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性が示されているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業」に該当するとの制約が付けられている。この「交付対象事業」から「広域河川改修事業」を削除する「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多岐所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川497河川中、広域河川改修事業は3河川なので、全体の約2%にしか適用できない。)	
26年	722	土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、鳥取県、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 堰堤改良事業(ロ-3-(15))	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P360の「3. 交付対象事業の要件 (2)堰堤改良事業」中の「①(a) 総事業費が概ね4億円以上…」を「…1.5億円以上」に規制緩和。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性が示されているが、現時点では、その交付対象事業として「堰堤改良事業」に該当するとの制約が付けられている。この「交付対象事業の要件」を「…1.5億円以上」に「規制緩和」が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	
26年	723	土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改修事業(ロ-8-(1)中)	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P386の「⑤-1砂防設備等緊急改修事業」の「(1)昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して」を「現在の技術基準に照らして」に拡充。 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改修事業(以下、「緊急改修」)の事業採択要件では、「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備」に該当することとなり、土石流区間の砂防堰堤等が対象となっている。しかし土石流区間以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整体土石流対策と並んで重要である。今後作成する砂防関連施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象にする予定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改修の採択要件に合致しない施設を単独費で対応するのは難しい。緊急改修の採択要件を拡充することにより、土石流区間以外の砂防設備への対策が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることができる。	
26年	106-1	土木・建築	中核市	金沢市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第7条 河川敷地占用許可要綱(河川法第24条関係)	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第7条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可可能な施設等に駐輪場を設け取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がります。また、まちづくりや放物自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。このことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。	
26年	106-2	土木・建築	中核市	金沢市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第7条 河川敷地占用許可要綱(河川法第25条関係)	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第8条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可可能な施設等に駐輪場を設け取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がります。また、まちづくりや放物自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。このことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (1)河川敷地の占用許可(24条)について、通知において例示している一般的な施設のほか、駐輪場については、当該施設の公共性等を勘案して、「その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」等として、占用許可の目的である施設となり得ることを、地方公共団体に情報提供する。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	107	土木・建築	中核市	金沢市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川管理施設等構造令第47条第2項 課長通達16令 第47条関係(2)	樋門の最小断面の緩和	樋門の最小断面は課長通達により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるよう最小断面の条件を緩和したい。	河川や用水からの排水や取水機能を持つ樋門の設置基準が、現在は課長通達(平成11年10月15日改正)により内径1.0m以上とされているが、金沢市では、平成21年度以降、一定の開度を保持し開口する「バランスマウント式フラップゲート」を採用しており、より堆積土砂等が排除される構造としている。 今後設置する予定の樋門は、市内北部の大宮川の河口付近などを想定しており、既設排水の機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、より小さい樋門の方が、地元が修繕や改良する時に金額の抑制効果があり、当然、施工費(初期投資)も抑制できる。 求める制度改正の内容は、例えば、通達を改正して、内径1.0mという基準にとられることなく、流量や河川構造など地域の実情に応じて樋門のサイズを柔軟に決定できる旨、但し書きを加える等により、柔軟な樋門の設置を可能とした。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (14)樋門の構造(河川管理施設等構造令(昭51令199)47条2項)について、国土交通大臣がその構造が同項の規定によるものと同等の効力があると認める施設については設置が可能であること(同令73条4号)等を、地方公共団体に改めて情報提供する。
26年	294	土木・建築	都道府県	三重県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第20条第1項第2号、第25条	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。	【制度改正の必要性等】 建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500mを超える場合には構造計算が必要であるほか、1,000mを超える場合には防火基準を遵守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることから、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。 【支障事例等】 規模拡大のため1,000mを超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。	
26年	867	土木・建築	指定都市	さいたま市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第80条	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政法関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。 また、本市では年間約10回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築紛争が頻繁に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。 以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考える。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (ii)建築審査会の委員の任期(80条1項)は、条例(制定主体は建築主事を置く市町村及び都道府県)に委任する。 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
26年	651	土木・建築	都道府県	長崎県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14-(二) 公共土木施設災害復旧事業査定方針第3-2-(六)	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常埋そく)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋そくの基準値の引き下げ)	【支障事例】 災害復旧事業における河道の異常埋そくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋そくとなっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんどが県単独費で実施せざるを得ない。 【制度改正の必要性】 適正な維持管理を行うには、県単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。 ※方針第3-2-(六)の「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上と記載してある内容を、「河道が著しく埋そくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。	
26年	58	運輸・交通	都道府県	千葉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号、第2項、第3条第1項、第5項、第7条第5条、第7条	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金交付要綱第2条第1項第1号、第2項、第3条第1項、第5項、第7条第5条、第7条	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱により、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受けられる場合には、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられているが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。	【制度改正の経緯】 平成23年3月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受けられる場合は、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられた。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要があるため、地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 ノンステップバスの導入はバリアフリー化の推進に必要なものであり、これまで協議会やパブリックコメントにおいても反対意見は出ていない。また、実際の補助額は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるところが大きいのが実情であることから、協議会での議論やパブリックコメントを実施する有意性は低いと考える。 さらに、当該補助制度は、平成23年度から赤字バス路線の補助金などと統合され、他のメニューと同様に計画策定が義務付けられたが、統合前の公共交通移動円滑化設備整備費補助金では計画策定は不要であったという経緯もある。 これらのことから、ノンステップバスの導入など協議会での議論等が不適当な補助金については計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。 なお、本県では当該補助金のみに係る協議会は書面開催とするなど事務負担の軽減を図っているが、計画策定の義務付け自体を廃止すべきと考える。	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)バリアフリー化設備等整備に対する補助については、ノンステップバスの導入台数を削減する場合等について、手続きを簡略化する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	576	運輸・交通	都道府県	長野県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むことも可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業務取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。	【現行制度】 旅行業登録のためには、財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であり、人材の確保が容易ではない中山間地域の小規模自治体では旅行業登録が困難。 【制度改正の必要性・支障事例】 中山間地における安定した地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不可欠である。特に中山間地は今、物から心への時代の潮流の中で魅力に溢れているが、都市部の旅行業者には営業的に魅力と映らず、旅行商品の造成が可能な旅行業者の参入が少ない。このような現状から、自治体が自ら地域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を造成し、実施せざるを得ない場合がある。 市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験エコツアー等)では、旅行業登録がないことから、旅行業者への業務委託や実施形態の是正を指示せざるを得ないケースが例年散見されており、委託のための新たな予算確保などが旅行商品造成を阻害する要因となっている。 一方で、近年は地域での着地型旅行商品造成に向け新たな取り組みや提案(第3種旅行業よりも営業保証金を引き下げた「地域限定旅行業」の創設(平成25年)や「観光産業政策検討委員会」(平成25年4月)等がされており、着地型旅行商品造成への要請は当時と比し増大していることから、本提案の実現により、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図ることが可能となる。 【想定される懸念への対策】 制度改正後、旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、①要件緩和の対象を行政に限定すること②旅行業務取扱管理者の選任に代えた、相当の研修会の実施により補完されると考える。	6【国土交通省】 (6)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業を営む地方公共団体については、営業保証金の供託義務(7条1項)及び旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	770	運輸・交通	都道府県	兵庫県、大阪府	国土交通省	A 権限移譲	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	港灣法第52条、第54条	国直轄事業により整備された港灣施設を港灣管理者が効率的に維持管理するため、国有港灣施設の管理権限を移譲することを求める。	【現行】 国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港灣工事を自ら実施でき、直轄工により生じた港灣施設は港灣管理者に貸し付けるか、管理を委託することとされている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港灣管理者が所有する施設と一体的に行う方が効率的であるからである。 【制度改正の必要性】 その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港灣施設の管理権限自体を港灣管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施している防災、港灣振興等と連携した施策を展開することが可能となる。 【支障事例】 国有港灣施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するときは、予め国(整備局)の承認を得ることが規定されている。港灣利用者の要望により小型防眩材(1基)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の荷役を希望する利用者の対応が困難となった。管理委託制度を廃止し、県への管理権限の委譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対応できる。	6【国土交通省】 (2)港灣法(昭25法218) 国有港灣施設の管理受託者による原状変更の大臣承認(旅行令17条の6)については、事務の円滑化を図るため、大臣承認を要しない軽微な変更の範囲を、管理受託者に通知する。
26年	880	運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第9条	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に際しては、地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。 その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。 こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出資比率51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	
26年	881	運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業と同様、連携計画事業(コミュニティ・レール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティ・レール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を拠出している。 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティ・レール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	210	土地利用(農地除く)	一般市	磐田市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特別市のみに設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするとともに、開発審査会を設置できることとする。	都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、都道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 基準・運用の差異 都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差ができています。 都道府県開発審査会との調整事務 事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【制度改正による効果】 企業・人口流出の抑制 地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。 事務処理期間の短縮 市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。	5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。
26年	221	土地利用(農地除く)	一般市	中津市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第29条第1項、第9条第1項	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。	【制度改正を求める理由】 今回の法改正を希望する具体的理由として、本市のまちづくりを具現化する視点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えられているからである。 【制度改正の必要性】 現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)について、当該運用基準とは異なる市独自の基準を設定できることまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。 以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。	
26年	429	土地利用(農地除く)	一般市	東広島市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第29条第1項、第78条第1項	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市の長の許可を受けなければならない、と改正する。 (上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)	【具体的な支障事例】 都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することになる。 しかし、開発審査会の開催にあつては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに4～5月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていく上での妨げになっている。 【制度改正の効果】 希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2ヵ月程度に短縮できるところから、開発審査会の開催回数を増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。 また、諮問案件は地域特有の課題に起因したもので、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特性、社会経済の発現状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、市の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。 【過去の検討経緯】 過去において類似の提案がなされているが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせた提案をするものである。	【再掲】 5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。
26年	68	土地利用(農地除く)	町	酒々井町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第9条第3項	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。 都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。 本町は、町域が小さい(19.02km ²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行つことが可能である。 ※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。) これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。 【具体的な支障事例】 現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(2)条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	970	土地利用(農地除く)	町村会	全国町村会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	【制度の現状】 「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であると考え、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。 【制度改正の必要性】 都道府県を廃止し、都市計画に関わる行政経験も十分な町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、「町村」が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。	【再掲】 6【国土交通省】 6【国土計画法(昭43法100)】 (12)都市計画法 (14)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事の同意を要する協議(19条3項(2)条2項で適用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	117	土地利用(農地除く)	一般市	戸別市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第6条	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即することとなり、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスタープラン」で定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。	【制度改正の必要性】 国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市計画については、都市公園法第16条の改正を提案する。 【具体的な支障事例】 ①旧炭鉱地区における都市公園の取扱 旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることに市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。 ②長寿未着手となっている都市公園の取扱 都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況である。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった中に公園だけが残るといった状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をするレベルではない。 また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が4.0、25㎡/人と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (1)公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」(16条1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。
26年	340	土地利用(農地除く)	一般市	北上市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第16条	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四地方公共団体の設置に係る都市公園」については当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるよう改正された。	【制度改正の必要性】 現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置緑地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地縁団体や地域住民に活用されていないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防滅災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかに人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在129箇所(約129ha。このうち、約24% (箇所ベース)が供用済30年以上経過、10年後は約4割が供用済30年を経過する見通し。平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43% (箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を供用済することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。 【現行制度で対応困難な理由】 本市においても都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一号「都市公園の区域内において(中略)都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針(H24)によって、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に限定されているため、本市が意図する都市公園の廃止については対応していない。このため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。	【再掲】 6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (1)公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」(16条1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。
26年	861-1	土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第2条、第36条 公営住宅法施行令第10条	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建設事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建設事業の定義である現地建設要件を廃止して、非現地建設も公営住宅建設事業とする。 公営住宅建設事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。 敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建設が公営住宅建設事業として可能となる。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (1)公営住宅の建替えについては、公営住宅建設事業の施行に係る現地要件(公営住宅の存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建設することを必要とするもの)(2条19号)を満たさない事業についても、事業主体において円滑な建替が可能となるよう、引き続き財政面の支援など必要な措置を講ずる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	861-2	土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第2 条・第36条 公営住宅法施 行令第10条	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建設事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建設事業の定義である現地建設要件を廃止して、非現地建設も公営住宅建設事業とする。 公営住宅建設事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建設する場合は、公営住宅建設事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転)に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未済の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建設事業が不可能である。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (ii)公営住宅建設事業の施行に係る市街地要件(除却すべき公営住宅が市街地の区域又は市街化が予想される区域内の一定規模以上の土地に集团的に存していることを必要とするもの)(36条1号)については、除却すべき公営住宅が都市計画区域外等の郊外にある場合を一律に排除する趣旨ではないこと、地方公共団体に通知する。
26年	861-3	土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公営住宅法第2 条・第36条 公営住宅法施 行令第10条	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建設事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建設事業の定義である現地建設要件を廃止して、非現地建設も公営住宅建設事業とする。 公営住宅建設事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建設する場合は、公営住宅建設事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転)に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未済の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建設事業が不可能である。 敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建設事業として可能となる。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (iii)公営住宅建設事業の施行に係る戸数要件(新たに整備すべき公営住宅の戸数が除却すべき公営住宅の戸数以上であることを必要とするもの)(36条3号)については、地域の公営住宅に対するニーズが減少している場合には、居住者の再入居を保障することを前提に、同様の「特別の事情」に該当し、新たに整備すべき公営住宅の戸数が入居者の存する戸数を超えていれば足りることを、地方公共団体に通知する。
26年	57	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	過疎地域自立 促進特別措置 法第5条第4項	過疎地域自立促進特別措置法の関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	6【国土交通省】 (17)過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(総務省及び農林水産省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	153	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第 15条第1項第2 号	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第6条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を市町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなってきており、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、より地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とする必要がある。 ※鳥取県：19都市計画区域のうち、17都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結。 上記市町村の広域化を背景として二重行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に関する都市計画の策定権限については、「第四次分権一括法」において、単一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整機能や関連制度との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることとなった。 これについて、二重行政の解消といった趣旨であることを踏まえると、上記条件を満たすのであれば、指定都市に限らずその他の市町村においても移譲すべきであるから、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域においては、マスタープランの策定権限を市町村に移譲して頂きたい。 ※都市計画区域マスタープランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与(都市計画法の手続きにおける国協議～同意)が廃止されることから、より地域の主体性が拡大される。 ※市町村が都市計画区域マスタープランと都市計画決定する際、都市計画法19条3項による県協議が必要であるため、県の広域的調整は担保される。 【具体的な支障事例】 都道府県が都市計画区域マスタープランを策定する場合は、関係市町村の意見を尊重しながら策定することとなるため、特に単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域の場合、都市計画区域マスタープランと市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)とは、実質的な方向性はほぼ同一であり、市町村マスタープラン(限り地区名、路線名が記載される等具体的な地区における方向性が記述されるというのが実態である。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	771	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	都市公園法第2条の3	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	【本県の状況】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。 【移譲による効果】 淡路地区ではこのように、国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減が見込めるとともに、乗客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	
26年	374	農地・農業	知事会	九州地方知事会	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き同法施行令第3条第4号ア	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進められたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されたことになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	6【国土交通省】 (13)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) (14)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令第3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。
26年	243	農地・農業	都道府県	広島県	農林水産省、国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。 市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法による義務付けによる調整以外での調整を行っていることであり、本法による義務付けの必要性がないと考える。	6【国土交通省】 (15)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(総務省及び農林水産省と共管) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。
26年	424	産業振興	都道府県	熊本県、福岡県	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	工業用水道事業法第2条河川法第23条	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。 植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。 工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。 雑用水や大規模災害時の地用盗利用(消防利水、使用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。 【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続きの簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	70	土木・建築	一般市	華津市	国土交通省	A 権限移譲	住宅地区改良法第29条第1項、公営住宅法第44条第1項	改良住宅の譲渡加分に必要となる国の承認権限を都道府県へ移譲	<p>①耐用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲 公営住宅法施行令第12条に規定する耐用年を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項中「国土交通大臣」を「都道府県知事」に改める改正を行う。この改正により、国土交通大臣の承認権限がなくなるために、当該承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅法施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行う。なお、改良住宅には、住宅地区改良法第29条第1項で公営住宅法第44条が準用される。</p> <p>②耐用年を経過した改良住宅への国の関与の確保 改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日建設省住整発第6号)第16第9項(改良住宅の用途廃止に関する規定)のように、改良住宅の譲渡が完了したことの報告をもって国の関与があったものとする。</p>	<p>【制度改正の必要性】 華津市では、これまでのところ改良住宅の譲渡の実績がないことから本市における支障事例はないものの、まもなく耐用年を迎える改良住宅の譲渡に着手する予定である。ただ、改良住宅の譲渡に向けての事前協議を滋賀県に申し入れてから国土交通大臣の改良住宅の譲渡の承認を得るまでに4か月から5か月を要するとする他市の事例を確認しており、4か月から5か月もの長期間の事務手続き中に、改良住宅の譲渡を受けようとする者の気が変わり、譲渡をキャンセルを取りやめしてしまうことを危惧している。この危惧を解消する方法として、承認権限を国土交通大臣から都道府県知事に移すことにより、都道府県との事前協議から国土交通大臣の承認を得るまでの期間を短縮する方法が考えられる。</p> <p>【制度改正の効果】 期間が短縮されれば、譲渡を受けようとする者が譲渡を受けることを取りやめるおそれや減し、譲渡がより推進されやすくなる。また、耐用年を過ぎた改良住宅は、補助事業の目的を一定果たしており、国の関与が弱められることに合理性があると考える。</p>	<p>6【国土交通省】 (10)住宅地区改良法(昭35法84) 耐用年数を経過した改良住宅の処分については、法29条1項において準用する公営住宅法(昭26法193)44条3項の規定により改良住宅の譲渡を廃止した上で、地方公共団体の判断により譲渡を行うことが可能であることを、地方公共団体に通知する。</p>
26年	409	土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第4条第3項、同法第97条の3	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止	<p>建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付けの廃止により、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可申請等についても、規制に係わりなく都道府県知事から市長に移譲されている。しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。</p> <p>ちなみに、同法第97条の3に基づき確認権限を延べ面積1万㎡以下に制限された建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置について東京都と意見を交わしてきた(都区のあり方検討委員会幹事会)。その中で、東京都側は広域調整の必要性を主張し権限移譲を否定しているが、特別区の区域は、東京都市計画として一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容と反する建築確認が行われることは有りえない。また、指定確認検査機関による確認検査が質・量ともに年々充実してきている状況も踏まえると、特別区に権限移譲しても過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政業務については、延べ面積の如何に係わらず、地元自治体である特別区が地域住民に対して責任を果たしていかなければ、知事同意の規定の廃止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体の権限移譲が進捗するものと期待する。</p>	<p>6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (1)市町村(特別区を除く。)の建築主事の設置に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条3項)については、同意を要しない協議とする。</p>	
26年	35	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第1項	土地利用基本計画の策定義務の廃止	<p>都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。</p>	<p>【制度改正の必要性】 土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」という)と土地利用の調整に関する事項を示したものの(以下「計画書」という)で構成されており、国土利用計画法(以下「法」という)第9条第1項において、都道府県による策定が義務付けられている。この土地利用基本計画は、国土利用計画(全国計画及び県計画)を基本とするとしており、計画書はその内容を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画があれば十分と考える。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されることが重要とされているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わせたものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも後追い「計画」との批判が多い。</p> <p>なお、本県では、個別の土地開発事業等に関する具体的な土地利用については、要綱設置した土地利用に関する庁内の会議(愛知県土地対策会議)において、部局を跨って審議することにより、個別規正法の総合調整を図っており、土地利用基本計画によらず、個別規正法の総合調整機能を果たしている。</p> <p>【支障事例】 以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更・管理(審議会にかけなければならない1ha未満の計画図変更)についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正していかなければならず、修正件数は年間100件以上ある。)にあり、多大な事務量が生じている。</p>	<p>6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (1)土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。</p>
26年	176	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、14項	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取・報告への変更	<p>国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取・報告へ変更する。</p>	<p>【制度改正の必要性】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、予め調整が必要であることなどを挙げているが、都市計画法第18条の規定による都市計画決定時の市町村意見の聴取と同様に、大臣意見を聴取する制度とすれば調整は可能になる。また、審議会で見解が分かれた場合には、再度、国への意見聴取を行うことにより適切な計画の策定が可能であると考える。</p>	<p>6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供する等、国と都道府県の協議の円滑化を図る。</p>

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	246	土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	国土利用計画法 第9条第10 項、第14項	土地利用基本計 画の策定・変更に 係る国土交通大臣 への協議の意見 聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本 計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交 通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議 を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更すること により、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議) における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都 市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを 挙げている。 事前調整が必要であることには異論がないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地 域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い 都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様 に、国立公園・国立公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考え る。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果 を都道府県に回答する制度を想定している。	[再掲] 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過 去の国と都道府県との協議における国の指撥事項等、計画変更に 当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県 の協議の円滑化を図る。
26年	718	土地利用(農地除く)	都道府県	栃木県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	国土利用計画法 第9条第14項	都道府県の土地 利用基本計画の 変更に係る国土交 通大臣への協議 の事後報告への 変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計 画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土 交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のう ち、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、農業的土地利用を図る必 要がなくことによる農地地域の縮小(市街化区域縮小)、農業集落集約の縮小(市街化区域縮小)、農 業地域の拡大、林地開発に伴う森林地域の縮小、自然環境保全に伴う自然保全地域の拡大等)は、 国と協議を要することとされている。 土地利用基本計画は、都道府県レベルの土地利用調整等に関して都道府県が策定しているもの で、また、計画図の変更案件については、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整 を終了している。さらに、知事の附属機関である栃木県国土利用計画審議会において、多方面か らの意見聴取を行うこと、国との協議自体が形式的なものとなっていることが多いため、協議事 項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とするべきである。 【支障事例】 計画図変更に伴う国との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければ ならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。なお、 今後は、メガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の大幅な増加が予想される(平成26年度 は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、 20件程度が予想される)。 (※)提出書類：変更内容総括表、変更地域別概要、変更区域図(縮尺5万分の1)、変更区域図 (縮尺10万分の1)、市町村・国土利用計画審議会への意見聴取の結果	[再掲] 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過 去の国と都道府県との協議における国の指撥事項等、計画変更 に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県 の協議の円滑化を図る。
26年	820	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都 府、大阪府、和 歌山県、鳥取 県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	国土利用計画法 第9条第10項	土地利用基本計 画の変更に係る国 土交通大臣への 協議の報告への 変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要 とされる、都道府県から国土交通大臣への協議につ いて、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求め る。	【制度改正の経緯】 土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当 該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要し ない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目 途としているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が 図られていない。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を 所管する県の担当課から各省庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策 定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画 として位置づけられているためであり、例えば地境森林計画の変更を行う場合、森林法第6条第5 項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本 計画の変更内容と同内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議 として国土交通省を通じて協議しなくてよいのではないかと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合につ いても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務 執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用 基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目 途としているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が 図られていない。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を 所管する県の担当課から各省庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策 定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画 として位置づけられているためであり、例えば地境森林計画の変更を行う場合、森林法第6条第5 項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本 計画の変更内容と同内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議 として国土交通省を通じて協議しなくてよいのではないかと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合につ いても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務 執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用 基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。	[再掲] 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過 去の国と都道府県との協議における国の指撥事項等、計画変更 に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県 の協議の円滑化を図る。
26年	967	土地利用(農地除く)	知事会	中国地方知事 会	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	国土利用計画法 第9条第10 項、第14項	土地利用基本計 画の策定・変更に 係る国土交通大臣 への協議の意見 聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本 計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交 通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、 国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に 変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問 →④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都 市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを 挙げている。 事前調整が必要であることには異論がないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地 域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い 都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同 様に、国立公園・国立公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考え る。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果 を都道府県に回答する制度を想定している。	[再掲] 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過 去の国と都道府県との協議における国の指撥事項等、計画変更 に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県 の協議の円滑化を図る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	36	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条第4項、第7項	土地利用審査委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止	実情に即した審議会運営を行うため、都道府県知事が行う土地利用審査委員の任命・解任に当たって、都道府県の議会の同意を不要とする。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民の財産権の制約に関してきわめて大きな影響力を持つため、その任命・解任については都道府県の議会の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関して都道府県知事の許可が必要となる規制区域については、制度創設以来、指定された区域は存在せず、議会同意を必要とする理由はない。また、国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく「開発審査委員会」などにおいて、議会同意が義務付けられていないことと比べると、他の審議会との均衡を失っている。 【現行制度の支障事例】 議会の審議は5カ月程度要し、長期間の事務処理負担を強いられる上、任期途中で欠員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (iii)土地利用審査会(39条10項)については、委員任期の延長や審査会開催方法の簡素化など事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う。
26年	81	土地利用(農地除く)	町	松前町	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとする	【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔たりがあり、区域区分制度を画一的に適用する合理性はなくなっている。 また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづくりを行ううえでの阻害要因となっている。 もちろん無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものと考えられる。 そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると見え、都市計画法第15条の改正を求める。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る機関が必要であると考えるが、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協議会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考えている。	
26年	82	土地利用(農地除く)	一般市	新座市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める指針となるものであることから、本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができれば、適切に決定又は変更をすることは困難と思われる。また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市間競争の激化が想定されており、根幹的な都市計画こそ、基礎自治体である市が、自らの理想と責任において定められるようにすることで、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのではないかと考える。よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものである。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 なお、県のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分はもろろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を図る必要があることから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、広域的な見地は担保されるものと思われる。	
26年	658	土地利用(農地除く)	中核市	八王子市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項、第87条第2第1項	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。	【制度改正の経緯】平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」に基づき、第2次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。また、平成25年12月20日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。 【支障事例】首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の高尾山インター―相模原愛川インター間の開通に伴い東高尾道路、中央自動車道及び圏央道自動車道をつなぐ新しい大動脈ができる。また、八王子西インター近(約172ヘクタール)について、物流拠点として整備を進めている。このインターを含めた一団の土地は市街化調整区域に定められており、今後、市街化区域に編入を予定である。このように、八王子市を取り巻く交通環境は大きな転機を迎えたとともに、郊外の都市基盤施設も大きく変わった。これからは、地域の実情に合わせたきめ細やかな都市計画の変更が急務となる。 【制度改正の必要性】上記の社会・経済活動の背景を踏まえて、土地利用のコントロールの基となる市町村都市計画マスタープランを定めている市に対して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分について決定する権限を移譲することで、従来から処理している事務と一体的かつ総合的に行うことが可能となる。また、迅速な都市計画行政及び基礎自治体として地域の特長を活かした土地利用の誘導等が可能になる。 【懸念の解消策】懸念は特になし。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	839	土地利用(農地除く)	町	茨城町	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第1項	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせた運用ができるように所要の措置を求めます。	【本町の可能性】 本町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備を中心に優れた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたちなか港、そして平成22年3月に開港した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスが恵まれている。この点から見て、県央地域の重要な地位を占めており、 【制度改革の必要性】高度成長期につられてきた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地利用が円滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市計画法第15条第1項の定めにより町に区域区分の決定権がないため、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内に定住を希望する者がいても家を建てられない町外に出ることを黙認しているほかないという問題があります。かつ、効果的利用と乱開発の防止を目的として定められ有効に機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日ではむしろまづりや土地利用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとっての大きな損失です。 【制度改革の効果】貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の活性化を図る土地政策を行うことが可能になる。 【まとめ】 については、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。	
26年	875	土地利用(農地除く)	一般市	近江八幡市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法15条	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。	【現行制度の支障事例】 少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残りやかけ、緊急的に各種施策を打ち出さなければならないの手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分の権限について都道府県がもっているため、手続き処理や同じ都市計画区域内の市町村との調整等に多大な時間を要することになる。 また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。 ただし、都道府県と協議することは必要と考える。 【制度改正による効果】 この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね添えた政策展開が機動的に実施可能となる。	
26年	171	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等) このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」とあるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えられていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	
26年	965	土地利用(農地除く)	知事会	中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等) このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」とあるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えられていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	704	土地利用(農地除く)	都道府県	鹿児島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、同法施行令第12条	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止	都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通大臣の協議同意が定められているが、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。	【規制緩和の必要性】 都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を決定又は変更するときは、国土交通大臣の同意協議が必要とされ、同法施行令第12条において、一般国道に関する都市計画についても、国の利害に重大な関係があるものと規定されている。 しかし、一般国道に関する都市計画については、国の利害に影響を及ぼさないと考えられる事実であっても、法に基づき国土交通大臣に協議が必要とされているところであり、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。(国との同意協議を要しないと考えられる事実及びその理由は別紙のとおり) 【泉管理国道に係る同意協議の事務の実績】 平成10年度から平成21年度、7件申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1か月半であるが、申請前には下協議等があり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。	
26年	175	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第2条第4号イ及びホ	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難である」との見解を示した。ただし、国において地方の見解を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	6 【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更(同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときは除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。
26年	249	土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法施行令第12条第1号及び第2号	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が法定されているが、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁業上の調整など)が義務付けられており、この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調整事案に多大な時間を要している(事前協議を含めて約2年を要した事例あり。予定していた都市計画審議会へ諮ることができなかった。)。都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。 【懸念の解消】 国は「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画の土地利用と農地保全を調整する仕組の保持が必要」としているが、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分行うことができる。	【再掲】 6 【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更(同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときは除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。
26年	599	土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、大阪府、徳島県、鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第8条第3項	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」の大臣同意の廃止	【制度改正の必要性】 都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」は、一律に大臣同意が求められているが、大臣同意に5～7ヶ月の期間を要し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定や、計画に基づく整備事業に遅れを生じさせている。 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にかかる都市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利害に具体的に重大な関係がある内容とは考えにくい。 また、「区域区分」に関しては、市街化調整区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更が大多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくい。これらの都市計画が必ずしも「国の利害に重大な関係がある都市計画」とはいえないことから、大臣同意の廃止を求める。	【再掲】 6 【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更(同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときは除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。

